

○姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則

令和元年12月24日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和元年姫路市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存建築物の登録の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定による申請を行おうする者は、対象建築物の名称及び敷地（保存活用計画において、対象建築物を移築する場合にあっては、移築後の敷地。第1号を除き、以下同じ。）の位置を記載した登録申請書（第4条において「登録申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める図書については、添付を省略することができる。

- (1) 当該申請の日現在の状況を表示した別表第1(1)の款及び(2)の款に掲げる図書。ただし、対象建築物が既に解体されている場合については、当該申請の日現在の対象建築物を再現する敷地の状況及び解体される前の対象建築物の状況を表示したものとする。
- (2) 当該建築物が対象建築物であることを証する書面
- (3) 条例第3条第3項の同意を得たことを証する書面

(保存活用計画)

第3条 条例第3条第3項の規定による書面の提出は、保存活用計画書に次に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる図書について市長が必要でないと認めるときは、添付を省略することができる。

- (1) 別表第1(2)の款から(4)の款までに掲げる図書
- (2) 保存活用計画概要書
- (3) その他市長が必要と認める図書

(登録の通知)

第4条 条例第4条第2項の規定による通知は、同条第1項の規定による登録（以下「登録」という。）をした旨を記載した書面に登録申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

2 市長は、条例第3条第1項の規定による申請に係る対象建築物について登録をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面に登録申請書の副本及びその添付図書を添

えて、申請者に通知するものとする。

(登録の縦覧事項)

第5条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 名称
- (2) 所有者
- (3) 保存管理責任者
- (4) 増築等の工事の種別
- (5) 敷地の概要
- (6) 建築物の概要

(変更登録の申請等)

第6条 条例第5条第1項に規定する変更登録（以下「変更登録」をいう。）の申請をしようとする者は、変更登録申請書（次項及び第3項において「変更登録申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第1号から第4号に掲げる図書について、市長が必要でないと認めるときは、添付を省略することができる。

- (1) 変更後の保存活用計画書
- (2) 別表第1に掲げる図書（変更に係るものに限る。）
- (3) 条例第5条第2項において準用する条例第3条第4項の同意を得たことを証する書面
- (4) 変更後の保存活用計画概要書
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 条例第5条第4項において読み替えて準用する条例第4条第2項の規定による通知は、条例第5条第1項に規定する変更登録をした旨を記載した書面に変更登録申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

3 市長は、条例第5条第1項の規定による申請に係る保存建築物について変更登録をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面に変更登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(変更登録を要しない軽微な変更)

第7条 条例第5条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存建築物の名称の変更
- (2) 保存建築物の所有者の変更

- (3) 保存建築物の所有者の氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の指名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (4) 設計者の変更
- (5) 保存対象敷地の所在及び地番の変更（保存対象敷地の境界の変更を伴わない場合に限る。）
- (6) その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める変更（登録抹消の通知）

第8条 条例第6条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

（現状変更の許可の申請等）

第9条 条例第7条第1項本文の許可（以下「現状変更の許可」という。）を受けようとする者は、現状変更許可申請書（次項及び第3項において「許可申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ別表第1(2)の款及び(3)の款に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認める図書については、添付を省略することができる。

2 市長は、現状変更の許可をしたときは、現状変更の許可をした旨を記載した書面に許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 市長は、現状変更の許可をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面に許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（建築主等の変更の届出）

第10条 現状変更の許可を受けた者は、現状変更の許可に係る工事が完了するまでの間において、次の各号に掲げるときは、建築主等の変更届の正本及び副本に現状変更の許可に係る通知書の写しを添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 建築主を変更しようとするとき。
- (2) 工事監理者又は工事施工者を変更しようとするとき。
- (3) 建築主、工事監理者又は工事施工者の住所又は氏名（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更があったとき。

（許可を要しない行為）

第11条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存活用計画に定められた維持管理に関する事項に該当する行為
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める行為

(申請の取下げの届出)

第12条 登録、変更登録又は現状変更の許可の申請をした者が、それぞれ登録、変更登録又は現状変更の許可に係る通知書を受け取る前に当該申請を取り下げようとするときは、登録等申請取下届の正本及び副本により市長に届け出なければならない。

(登録抹消等の申出)

第13条 保存建築物の所有者又は現状変更の許可を受けた者が、その登録の抹消又は現状変更の許可の取消しを求めるときは、登録等抹消申出書の正本及び副本により市長に申し出なければならない。

(完了届)

第14条 条例第8条の規定による届出は、工事完了届により行うものとする。

(所有者等の変更等の届出)

第15条 条例第9条第2項、第4項及び第6項の規定による届出は、所有者等の変更等届により行うものとする。この場合において、同条第2項、第4項後段及び第6項の規定による届出を行うときは、変更があったことを証する書面を添えて行うものとする。

(記録の作成及び保存)

第16条 条例第10条の規定により作成し、及び保存しなければならない保存建築物の維持管理の状況に関する記録は、維持管理記録簿及び別表第2に掲げる図書とする。

(身分証明書)

第17条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(工事現場における許可の表示事項)

第18条 条例第18条第1項の規則で定める事項は、当該保存建築物の建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条、第6条、第9条関係)

区分	図書	明示すべき事項
(1)	付近見取図	敷地の位置、縮尺、方位、道路、目標となる地物及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第3項に規定する地域地区の境界線
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式

(2)	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地の接する道路の位置、幅員及び種類並びに下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排水経路又は処理経路
	各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造並びに仕上げの材料
	2面以上の断面図	縮尺、地盤面、各階の床及び天井(天井がない場合にあっては、屋根)の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
(3)	基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び2面以上の軸組図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
	構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分(接合部を含む。)、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付部分の構造方法
	使用構造材一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位
	安全性の評価のための調査結果報告書	構造耐力上主要な部分に使用される部材の劣化及び損傷の状況
		屋根、軒裏、外壁及び開口部の劣化並びに損傷の状況、室内の仕上げの材料の種類等
	地震に対する安全性の評価説明書	構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果
構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果		

	火災等に対する 安全性の評価説 明書	建築物の内部及び外部で生じる火災等に対する安全性の評価結果 建築物の内部及び外部で生じる火災等に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
	事業計画書	改修計画、各室利用計画並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）に不適合な箇所及び項目
	工事工程表	バーチャート工程表又はネットワーク工程表
	(4) 地震又は火災等 に対する安全性 の向上を目的と した改修計画書	地震に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事等の内容 火災等に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事等の内容
	維持管理に関する事項を記載した書面	建築物の敷地、構造及び建築設備を適切な状態に維持するために必要な措置

別表第2（第16条関係）

図書	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、保存建築物と他の建築物との別及び敷地の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
各階平面図	縮尺、方位、間取並びに保存建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置並びに保存建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
断面図	縮尺、各階の床及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出、保存建築物の各部分の高さ並びに保存建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
屋根伏図	縮尺、方位並びに屋根ふき材及び屋根の状況
カラー写真	保存建築物の構造及び建築設備の状況並びに写真を撮影した日付

別記様式（第17条関係）

（表面）

		第 号
立入検査証		
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
年 月 日生		
<p>上記の者は、姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第17条第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問をする権限を有する職員であることを証明する。</p>		
有効期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
	年 月 日	
		姫路市長 ㊟

（裏面）

<p>姫路市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和元年姫路市条例第34号）（抜粋）</p> <p>（立入調査等）</p> <p>第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、保存対象敷地若しくは保存建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に対し質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--

注意

この証券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

別記様式（第 17 条関係）